

令和4年11月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年11月25日

令和4年11月総会議事録

開 会 期 日	令和4年11月25日(金)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者	午後1時38分 会長(議長)金子茂雄
閉議及び宣言者	午後2時09分 会長(議長)金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	欠 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	欠 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件
傍聴者数	なし

参 与

●事務局出席者

- ・吉澤祐一 事務局長
- ・村本亮 書記
- ・馬場紫野 担当

●議案説明員

- ・鈴木翔 農業・商工業政策担当主事補

[開会の宣言] 午後1時38分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年11月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、8番・戸口英子委員、2番・石井利幸委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として、国民健康保険運営協議会の会長を務めておりますが、10 月 26 日に三芳町で開催された会長会議へ出席し、また 11 月 1 日にはさいたま市での会長研修会に参加いたしました。そのほか、11 月 3 日のはとやま祭では国民健康保険健康世帯表彰の授与を行い、11 月 11 日には鳩山町国民健康保険運営協議会に出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

ここで、議案第 1 号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後 1 時 4 1 分]

再開 [午後 1 時 4 2 分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第 1 号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

[日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について]

◎恩田職務代理

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和4年11月10日受付。

資料番号1、大字小用[REDACTED]、地目、田、面積、500㎡。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、166a、労働力、2。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、500㎡。

◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、12,245㎡の所有農地と3,860㎡の借入地があり、全ての土地が良好に管理されております。

譲受人と譲渡人は兄弟であり、申請地は譲受人が管理をしていることもあり、今後も引き続き管理・耕作を行っていくことから、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲渡人は相続で農地を受けましたが、自宅が[REDACTED]であることから、管理を行うことが困難なため、譲受人である兄へ所有権を移転することになりました。

譲受人は、当地区で畜産業を中心とした農業経営を行っている、認定農業者として活躍している方でございます。

本申請地では、飼料作物等を作付けする計画と聞いております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案第1号は農地法第3条申請でございまして、農地を農地のまま所有権移転等を行う申請となります。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の2枚でございます。

申請地は現在、果樹や野菜が作付けされておりますが、今後は飼料作物等の作付けも行う予定であると聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第1号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後1時47分]

再開 [午後1時48分]

◎金子会長

再開します。
引き続き会議を行います。

[日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての
資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和4年11月10日受付。
資料番号2、大字石坂[]、地目、畑、面積、900㎡。同じく石坂[]
[]、地目、畑、面積、79㎡。譲受人 []。耕
作地、65a、労働力、2。譲渡人 []。
転用目的：所有権移転。
面積合計、畑、979㎡。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。
それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、5,557㎡の所有農地があり、全ての土地が良好に管理されております。
譲渡人は農地の受け手を探していたところ、申請地周辺で農業を行っている譲受人へ譲渡す話がまとまり、本申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲渡人は相続で農地を受けましたが、今後の農地の管理が困難となり、譲受人へ所有権を移転することになりました。

譲受人は、当地区で露地野菜を中心とした農業経営を行っており、申請地周辺に耕作地がございますので、今回、近接する農地を取得することで合理化を図ることができるものと考えられます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真下段の2枚でございます。

申請地は現在、写真左側の ■■■■■ では良好に耕作がされており、写真右側の ■■■■■ は管理地となっておりますが、今後は露地野菜を作付けする計画と聞いております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第6、専決処分の報告2件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告資料番号2の農業用施設2アール未満について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について。

令和4年10月19日受理。

報告資料番号1、大字大豆戸 [REDACTED]、地目、田、面積、1,045 m²。同じく大豆戸 [REDACTED]、地目、田、面積、1,432 m²。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：宅地分譲。

報告2、農業用施設2アール未満について。

令和4年11月2日受理。

報告資料番号2、大字大豆戸 [REDACTED]、地目、畑、面積、178 m²。届出人 [REDACTED]。

転用目的：農業用物置

◎書記

なお、報告1の案件につきましては、以前より進められておりました3者契約により、前回と同様の土地について別の方への届出が行われたものでございますので、申し添え

いたします。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩 [午後 1 時 5 5 分]

再開 [午後 1 時 5 6 分]

◎金子会長

再開いたします。

[追加日程第 7、議案の追加について]

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第 8、議案第 3 号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について を追加議案としてよろしいかお伺いします。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第 8、議案第 3 号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第 3 号についての説明員 1 名の入室がありますのでご了承願います。

[追加日程第 8、議案第 3 号「農用地利用集積計画」の

諮問に対する答申について]

◎金子会長

追加日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申についての資料番号3を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、鳩山町が農用地利用集積計画を定めるためには、農業委員会の決定を経なければならないと規定されておりますことからお諮りするものであります。

農用地利用集積計画は年2回決定し告示しておりますが、今年度第2回目の決定告示をするにあたり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき内容を確認してから答申するものでございます。

添付資料にあります、農用地利用集積計画書をご覧ください。

内容については、この後、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事補より説明をさせていただきます予定です。

また、答申案につきましても添付しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事補より説明をいただきます。よろしく申し上げます。

◎鈴木主事補

ご説明させていただきます。産業環境課 農業・商工業政策担当 鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号3、農用地利用集積計画の承認を求めることについてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、毎年、年2回行なっている農用地の利用権設定のうち、後期分、第2回目となります。

今回の計画につきましては、後期分として設定する個人間の利用集積計画と、農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画と2件ございます。

初めに、個人間の後期分としての利用集積計画からご説明申し上げます。

資料を1枚開いていただきまして「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和4年12月21日公告」と記載しております資料の1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございます。

この概要表は、今回申出をいただきました、利用権の期間・種類と面積等をまとめた

ものでございます。

続いて2ページから3ページは内訳でございまして、申出をいただいた契約内容を一覧表にしております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定（転貸及び経営受託を除く）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「借賃」でございまして。

各項目が2段書きとなっておりますが、数字の下の段は新規申出と再設定申出の合計、上の段の（ ）書きはその内数となっております、再設定申出分を記載しております。

一番下の合計欄をご覧ください。

賃貸借・使用貸借合わせまして、利用権設定面積の合計は、田、32,562㎡、うち再設定は11,632㎡。畑、20,135㎡、うち再設定は16,836㎡となっております、樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計、52,697㎡、うち再設定は28,468㎡でございます。

次に 貸手戸数、借手戸数、筆数でございまして。

貸手戸数20戸、うち再設定は10戸。借手戸数19戸、うち再設定は9戸。筆数41筆、うち再設定は27筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2ページから3ページまでの「2 利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

続きまして、農事組合法人による麦・大豆の作付けを行うための利用集積計画についてご説明申し上げます。

次ページの「農用地利用集積計画（区域名 鳩山町）令和4年11月25日公告」と記載してございます資料をご覧ください。

対象の農事組合法人は、 と の2法人でございまして。

いずれの法人も、麦・大豆を作付けするために行う利用権の設定となっております、契約期間は、 が1年及び3年、 が全筆1年の設定でございまして。

それでは次のページになりますが、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございまして。

個人間の計画と同じく、利用権の期間・種類と面積等をまとめてございまして。

続いて2ページから6ページまでがその内訳となっております、申出内容を一覧表にしてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定（転貸を含む）」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「借賃」でございまして。

借賃につきましては、法人の設定は全件使用貸借権の設定でございまして、金額等の記載はございません。

一番下の合計欄をご覧ください。

使用貸借権の設定のみでございます。利用権設定面積の合計は、田、175,565 m²。畑、32,132 m²。樹園地、その他については該当がございませんので、田畑合計、207,697 m²でございます。

続きまして、貸手戸数、借手戸数、筆数でございます。

貸手戸数 74 戸、借手戸数 2 法人、筆数 150 筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2 ページから 6 ページの「2 利用権設定（転貸を含む）」にまとめてございますので、恐れ入りますがこちらも後ほどご確認をお願いいたします。

この計画についてご承認いただきますと、農事組合法人による設定は本日 11 月 25 日付け、個人間の後期分としての設定につきましては来月の 12 月 21 日付けでそれぞれ告示となり、この計画書に基づき利用権が設定される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の農用地利用集積計画のご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第 3 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第 3 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員 1 名の退室がありますのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後 2 時 0 9 分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。


お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和4年12月26日

会長 金子茂雄 

職務代理 恩田政行 

委員 戸口薫子 

委員 石井利幸 